

(1) 教育長報告

年月日	曜	時刻	行事名	場所
25/11/25	火	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室
		17:00	市長表敬訪問(黒石野中学校 駅伝部)	本庁舎 市長応接室
25/11/26	水	13:30	令和7年度第2回盛岡市社会教育委員会議	都南分庁舎 3階研修室
25/11/27	木			
25/11/28	金	10:30	令和7年度盛岡市総合教育会議	プラザおでって
25/11/29	土			
25/11/30	日			
25/12/01	月	13:30	岩手県中学校体育連盟会長・理事長来訪	都南分庁舎 教育長室
25/12/02	火			
25/12/03	水	13:00	【市議会】招集初日	本庁舎 議場
25/12/04	木			
25/12/05	金			
25/12/06	土	18:00	令和7年度盛岡芸術協会芸術功労者表彰及び第54回盛岡芸術懇談会	アートホテル盛岡
25/12/07	日			
25/12/08	月			
25/12/09	火	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
25/12/10	水	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
25/12/11	木	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
25/12/12	金	10:00	【市議会】一般質問	本庁舎 議場
		17:15	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
25/12/13	土			
25/12/14	日			
25/12/15	月			
25/12/16	火	10:00	【市議会】議案質疑	本庁舎 議場
25/12/17	水	10:00	【市議会】総務・教育福祉常任委員会	本庁舎 委員会室
25/12/18	木	11:00	教育委員会臨時会	都南分庁舎 教育委員会室
		16:00	社会福祉事業団常務理事来訪	都南分庁舎 教育長室
25/12/19	金	9:30	今後の県立高校に関する地域検討会議(第3回盛岡①地区)	サンセール盛岡
25/12/20	土			
25/12/21	日			
25/12/22	月	10:30	【市議会】全員協議会	本庁舎 委員会室
		13:00	【市議会】定例会最終日	本庁舎 議場
25/12/23	火			
25/12/24	水	14:00	教育委員会定例会	都南分庁舎 教育委員会室

(2) 令和7年12月市議会定例会の概要について

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12/9 (火)	<一括質問>			
1 鈴木真吾 (盛友会)			【自治体経営改善方針について】	
		市長	②盛岡市と滝沢市による「広域給食センター」の可能性について、所見を伺う。	学務教職員課
			【クマ対策について】	
		教育長	・学校での熊対策について、教育委員会がどの程度状況を把握しているのか示せ。	学校教育課
2 細川由香里 (創盛会)			・熊スプレーの常備などをどのように考えているか示せ。	学校教育課
			(該当なし)	
3 大畑正二 (創盛会)			【安全・安心なまちづくりについて】	
			(1) クマからの被害対策	
		教育長	・登下校中の安全対策は、どのように取られているか示せ。	学校教育課
			【職場環境づくりについて】	
		教育部長	(1) 職員（教職員を含む）へのカスハラの実態をどのように把握しているか。	総務課・学務教職員課
		教育部長	(2) 主な実例を示せ。（心身の疲弊から職場を去らざるを得なかつた職員はいないかを含めて）	総務課・学務教職員課
		教育部長	(3) カスハラが認められた場合に、組織としてどのように対応し、どのようなバックアップ体制を取っているのか示せ。	総務課・学務教職員課
4 野田尚紀 (盛友会)			【外国人を内包する住民施策について】	
			(1) 共生と定住のための教育と住環境整備	
		教育長	・小中学校における外国籍児童生徒の在席状況、対応体制と対応状況を示せ。	学校教育課
		教育長	・教育現場での課題と今後の対応策を示せ。	学校教育課
			【市史編さんと新聞の活用について】	
			(1) 廃刊した「盛岡タイムス」紙面のデータ化	
		教育部長	①盛岡市の施設における「盛岡タイムス」の所蔵状況を示せ。	市立図書館・生涯学習課
		教育部長	②「盛岡タイムス」のデータ化、アーカイブ化、市史編さんへの利活用について所見を伺う。	市立図書館・生涯学習課
		教育部長	③図書館と公民館図書室の施設管理や目的の違いを伺う。	市立図書館・生涯学習課
		教育部長	④上田公民館図書室において所蔵新聞が複写できない理由を伺う。	市立図書館・生涯学習課
		教育部長	⑤図書館・図書室の保管や貸出の業務の一元化・集約化を図ることについての所見を伺う。	市立図書館・生涯学習課
5 鈴木聖子 (公明党)			【ひきこもり支援について】	
		教育長	・在学中に受けられていたアウトリーチ支援の継承は、どのような体制で行われているか伺う。	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12/9 (火)	5 鈴木聖子 (公明党)	教育長	・アフターフォローとしての学校側の支援の現状について伺う。	学校教育課
			【スクールソーシャルワーカーについて】	
		教育長	・スクールソーシャルワーカーの減員により、これまでとは異なるアプローチが求められるが、児童生徒やその家族に対してどのような支援を行っているか。	学校教育課
		教育長	・1名減となった現状について、検証はされているか。この間の、現状の聞き取りや情報共有はどのように継続して行っているのか。	学校教育課
		教育長	・ひろばモリーオサテライト分室の利用者数、ひろばモリーオの令和6年度・7年度の利用者数を伺う。	学校教育課
		教育長	・「本市の実情に即した必要な人員の確保」とは、市内すべての児童生徒への支援体制と理解してよいか。	学校教育課
		教育長	・スクールソーシャルワーカーの入材確保と、部局を超えた人材育成を目指すことについて、見解を述べよ。	学校教育課
	6 後藤百合子 (創盛会)		【学校教育における和楽器演奏について】	
		教育長	①寄贈のあった三味線を学校教育に役立てて頂きたいがいかがか。	学校教育課
		教育長	②令和4年度以降に20台ほど小型箏（こと）和音（かずね）の寄贈があったと聞くが、その後の活用はいかがか。	学校教育課
		教育長	③三味線寄贈による和楽器教育の新たな展開、発展、充実化が望まれるが所見を伺う。	学校教育課
12/10 (水)	7 小笠原秀夫 (盛友会)		【学校給食について】	
			(1) 財源確保	
		市長	・給食施設整備における「公設民営の稼げる仕組み」等の導入について市長の所見を伺う。	学務教職員課
			(2) 広域連携の必要性	
		市長	・「広域共同給食センター」の構想について、協議を開始する考えはないか市長の所見を伺う。	学務教職員課
	8 菊田隆 (盛友会)		【教育課題について】	
			(1) 小学校給食無償化	
		教育部長	・市内の小学校で自校給食を行っている学校数を示せ。	学務教職員課
		教育部長	・自校給食を行っている学校の給食費で、月額4,700円を上回る学校の有無を示せ。	学務教職員課
		教育部長	・給食費が月額4,700円を上回る場合、差額は家庭から徴収することになるか伺う。	学務教職員課
		教育長	・給食費無償化に対する支援の基準額を、物価上昇を踏まえて設定することについて、教育長の所見を伺う。	学務教職員課
			(2) デジタルの正式教科書への導入	
		教育長	・デジタル教科書導入のアンケートには回答したのか。	学校教育課
		教育長	・デジタル教科書の採用の負担に対する教育長の考えを示せ。	学校教育課
		教育長	・デジタル教科書に係る伊藤教授の発言を教育長はどのように思うか。	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12/10 (水)	8 菊田隆 (盛友会)	市長	・デジタル教科書にかかる伊藤教授の発言を市長はどのように思うか。	学校教育課
		市長	・全国市長会を通した要望について伺う。	学校教育課
9 高橋和夫 (日本共産党)			【小・中・高生への支援について】	
		教育長	・小・中・高生の遠征に対する支援はないものか。	学校教育課
		教育長	・「やる気」を起こす支援がなぜないのか、「やる気」をなくし活動が後退してしまうのではないか。	学校教育課
10 工藤健一 (盛友会)			【子供の教育環境について】	
		教育長	・1学年1学級でも複数学級でも同等の教育ができるか、また、どちらが望ましい教育環境と考えるか伺う。	学務教職員課
		教育長	・松園小と東松園小の統合についての是非を、保護者の意見を聞くなどに取り組んではどうか、考えを伺う。	学務教職員課
11 中村雅幸 (市政クラブ)			【使用料に係る検証結果と今後の対応について】	
		教育長	・文化施設を使った小中学校の文化祭や発表会に関する教育効果について考えを示せ。	学校教育課
			【学校におけるクマ対策について】	
		教育長	①今年、教育委員会が学校に指示したクマ対策の内容について示せ。	学校教育課
		教育長	②学校で実施されている「現在のクマ対策」と「今後のクマ対策」について示せ。	学校教育課
		教育長	③盛岡市として子どもたちと学校を支援するクマ対策について示せ。	学校教育課
		教育長	④教育委員会として対応が難しいと感じる課題について示せ。	学校教育課
12 寺長根浩 (創盛会)			(該当なし)	
12/11 (木)	13 庄子春治 (日本共産党)		【市長の政治姿勢について】	
		教育部長	④市長公約に位置付けた「小中学校の完全給食無償化」はどのように検討しているか示せ。	学務教職員課
			【不登校対策について】	
		教育長	①市内全体、小中別、小中別の不登校数の前年比と出現率を示せ。併せて、現状に対する評価と教育委員会の取組についての自己評価も示せ。	学校教育課
		教育長	②丹波篠山市の対策について、どのように捉えているか。また、教育委員会としての取組について示せ。	学校教育課
		教育長	③日本の教育全体が持つ問題点や改善点について、根本的な解決が求められていると思うが、所見を示せ。	学校教育課
		教育長	④スクールサポートやスクールソーシャルワーカーなどの予算の確保について国に対し意見をあげていただきたいがいかがか。	学校教育課
		教育長	⑤「ひろばモリーオ」の分室の利用状況はどうか。今後、どう充実させていくか、考えを示せ。	学校教育課
		教育長	⑥「モリーオcafé」の取組概要と成果、今後の課題を示せ。	学校教育課
		教育長	⑦フリースクールに対する財政的支援の検討状況と見通しについて示せ。	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12/11 (木)	13 庄子春治 (日本共産党)	教育長	⑧モリーオやフリースクールを利用していない子どもと保護者への支援をどうするか、考えを示せ。	学校教育課
		教育長	⑨調査を実施し把握した上で、福祉部門と協力し合う支援体制が作られないか検討願いたいがいかがか。	学校教育課
14 池野直友 (公明党)			【教育行政について】	
			(1) いじめ、不登校	
		教育長	・いじめ、不登校などは、盛岡市においても、全国と同様の状況と思うが、近年の盛岡市における、いじめ、不登校の児童・生徒の状況を示せ。	学校教育課
			(2) 危機管理、クマなどへの対応	
		教育長	①クマの出没、クマの出没情報に対して、どのような対応がなされてきたものか伺う。	学校教育課
		教育長	②今後の危機管理という観点から、教育委員会ではさらに、どのような対策を講じていこうと考えているか伺う。	学校教育課
			(3) 学校給食の推進・進捗状況	
		教育部長	・新たな学校給食センター整備の進捗状況について示せ。	学務教職員課
			(4) P T A活動	
		教育長	①教育委員会、また、多田教育長がP T A活動に期待している事について示せ。	生涯学習課
		教育長	②これからP T A活動に対する率直な考えを伺う。	生涯学習課
			(5) 物価高対策	
		教育部長	・国の補正予算成立を受けた学校給食への取組について考えを示せ。	学務教職員課
			(6) 「部活動指導員」の現状について	
15 伊勢志穂 (市政クラブ)		教育長	・部活動指導員の配置を希望する学校の状況を示せ。	学務教職員課
		教育長	・現在活躍されている部活動指導員の現状は、どのようなものか示せ。	学務教職員課
16 鈴木努 (日本共産党)		教育長	・配置を希望する学校に部活動指導員は足りている状況なのか。	学務教職員課
			【クマ対策について】	
		教育長	①クマが出没した近隣の小中学校では、当市ではどのような方針で対応が図られてきたか伺う。	学校教育課
		教育長	②下校時などに保護者が迎えに来られない場合に市としてどのような対応をしてきたのか伺う。	学校教育課
		教育長	③当市においても登下校時における安全確保策としてタクシーなどの車両送迎を実施する等、対策がとれないか伺う。	学校教育課
			【部活動の地域移行について】	
		教育長	①生徒の吹奏楽の練習の進め方についてはどのように考えているか伺う。	学校教育課
		教育長	②拠点校方式の採用など部員が減少しても練習が行える体制を整えていただきたいがいかがか伺う。	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12/11 (木)	16 鈴木努 (日本共産党)	教育長	③学校部活動で使用していた楽器を地域クラブで活用することについても検討できないか伺う。	学校教育課
		教育長	④子ども達が希望をもって吹奏楽や音楽を楽しめ場を提供できるよう市として取り組みたいが教育長の所見を伺う。	学校教育課
	17 浅沼克人 (盛友会)		(該当なし)	
	18 三田村亜美子 (日本共産党)		【自治体経営改善方針及び実施計画について】	
			(3) 新学校給食センター	
		教育部長	・総事業費の現時点での見込み額を示せ。	学務教職員課
		教育部長	・給食自由選択方式実施校10校の近隣小学校10校における自校方式給食に要する経費の総額を示せ。	学務教職員課
		市長	・新たな学校給食センター整備に係る「最小の経費で最大の効果」の判断・評価の基準及び自治体経営改善の観点との整合性について示せ。	学務教職員課
12/12 (金)	19 豊村徹也 (創盛会)		【市長公約と自治体経営改善方針について】	
		教育長	・基本計画策定後13年が経過し、今後どのように小中学校の統廃合を進めようとしているのか、所見を伺う。	学務教職員課
	<一問一答>			
	1 佐藤明彦 (盛友会)		(該当なし)	
	2 佐藤尚弘 (日本維新の会)		(該当なし)	
	3 繩手豊子 (れいわ新選組)		【自転車罰則強化に伴う市の安全対策について】	
			② 小中学校における自転車安全教育と指導体制	
		教育長	各学校では自転車教室や警察との連携はどのように行われているか	学校教育課
		教育長	ヘルメットの着用の徹底、家庭・PTAとの協力体制はどのようになっているか	学校教育課
		その他	④自転車通行環境の整備	交通政策課
	4 野中靖志 (市政クラブ)		【市政運営について】	
		教育長	(6) 学校におけるクマ被害防止対策の徹底について所見を伺う	学校教育課
	5 太田隆司 (公明党)		【インフルエンザについて】	
			(3) 学校生活における予防と対策	
		教育長	教育委員会として各学校に統一した予防策を伝えているか伺う。また、学校ではどのような工夫をし、感染予防を実施しているか伺う。	学校教育課
		教育長	環境面で感染予防に取り組んでいることを伺う。	学校教育課
	6 神部伸也 (日本共産党)		【ヤングケアラーについて】	
		教育長	①ヤングケアラーへの取組はどのような形で支援を行っているか	学校教育課

月日	質問議員 (会派)	答弁者	質問要旨	担当課 (関係課)
12/12 (金)	6 神部伸也 (日本共産党)	教育長	⑥ヤングケアラーの実態把握、支援の体制構築に係る教育長の所見を伺う	学校教育課
			【スクールガードについて】	
		教育部長	スクールガードはどの計画に位置付けられどこの部署が所管しているか	学校教育課
		教育部長	市内共通の問題が発生したときは市教委として一定の見解や対策、問い合わせ先を示していただきたいがいかがか。学校任せではだめだと考えるが所見を伺う	学校教育課
		教育部長	スクールガード・スクールガードリーダーへの登録状況について現状はいかがか。すべての小学校区で実施されているのか。この間の推移と今後の傾向について所見を述べよ	学校教育課
		教育部長	スクールガードが苦労しながら取り組んでいる実情は把握しているか。また、懇談会を開催状況や意見交換も実施状況について、市教委は詳細に把握しているのか	学校教育課
		教育部長	スクールガードリーダーは定期的に研修しているのか。どのような内容で誰が講師をしているのか伺う	学校教育課
		教育部長	スクールガードに必要な資材の支援の現状はいかがか。	学校教育課
		教育部長	スクールガードの担い手の確保について市教委からアドバイスや支援をいただければと考えるが所見を伺う	学校教育課
7 山崎智樹 (盛友会)			(該当なし)	

(3) 専決処分の報告について

1 報告の趣旨

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したものについて、同条第2項の規定により12月市議会定例会に報告事項として提出したので、報告するものである。

2 専決処分の内容

(1) 次の工事について、契約金額を専決処分により変更したものである。

ア 盛岡市立厨川小学校校舎改修及び厨川児童センター複合化（建築主体）工事の一部設計変更に伴う契約の変更（報告第 51 号）

イ 盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事の一部設計変更に伴う契約の変更（報告第 55 号）

(2) 令和7年9月14日、盛岡市役所本庁舎裏駐車場において、公用車をバックで出庫した際に相手方の車の後方に接触し、車体に損傷が生じたことによる損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めたものである。（報告第 48 号）

3 報告書

別紙のとおり

報告第 51 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 内 館 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立厨川小学校校舎改修及び厨川児童センター複合化（建築主体）工事	契約金額「847,000,000円」を「849,205,500円」に改める。	令和 7 年 10 月 30 日

報告第 55 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

盛岡市長 内 館 茂

専決処分書

下記工事の一部設計変更に伴う契約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180 条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第8号の規定により、専決処分する。

工 事 件 名	変 更 内 容	専決処分年月日
盛岡市立北陵中学校校舎大規模改修（建築主体）工事	契約金額「886,766,100円」を「881,179,200円」に改める。	令和 7 年 11 月 6 日

報告第 48 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 180条第1項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和7年12月3日提出

盛岡市長 内 館 茂

専決処分書

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及び盛岡市長専決条例（昭和23年条例第42号）第2条第9号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月10日

盛岡市長 内 館 茂

損害賠償事件に係る損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償事件に係る損害賠償の額を定める。

1 損害賠償の相手方 住所

氏名

2 損害賠償の額 金 120,923円也

3 損害賠償の原因

令和7年9月14日、盛岡市役所本庁舎裏駐車場において、公用車をバックで出庫した際に相手方の車の後方に接触し、車体に損傷が生じたことによる。

(4) 令和7年度第2回盛岡市社会教育委員会議の概要について

- 1 日 時 令和7年11月26日(水) 午後1時30分から2時58分まで
2 場 所 都南分庁舎 3階研修室
3 出席者 社会教育委員15名、教育長、教育部長、教育次長、生涯学習課長、生涯学習課長補佐、歴史文化課長、歴史文化課長補佐、遺跡の学び館長補佐、中央公民館長、上田公民館長、市立図書館長、区界高原少年自然の家所長、市民協働推進課長補佐、歴史文化課3名、生涯学習課7名

[オブザーバー出席] 公益財団法人盛岡市文化振興事業団盛岡市民文化ホール副館長、もりおか歴史文化館活性化グループ総括責任者、盛岡サイエンスグループ子ども科学館職員、第一商事株式会社見前南地区公民館長

4 内容

(1) 議事

- ア 令和8年度社会教育行政の基本方針と主要施策について
- イ 令和8年度文化財行政の基本方針と主要施策について
- ウ 令和8年度社会教育関係団体への補助金の交付予定について
- エ 社会教育・文化財行政への提言
- オ 社会教育施設修繕等に係るふるさと納税を活用した寄附金募集の実施について
- カ 第67回全国社会教育研究大会岩手大会開催報告について

(2) その他

- ア 使用料に係る検証結果と今後の対応について
- イ 盛岡市自治体経営改善の取組方針及び実施計画の進捗状況について
- ウ 上田公民館大規模改修事業の進捗状況について

5 主な意見

No	質問意見等	回答
1	【令和8年度文化財行政の基本方針と主要施策について】 市内の天然記念物一覧は、市ホームページで見 ることができるか。どのくらいの量があるか。	市ホームページに掲載がある。国指定 のものが5件、県指定のものが2件、市 指定のものが13件である。 (歴史文化課)
2	【文化財行政の提言について】 市内の文化遺産に、表示がないものが見受けら れる。表示の整備を充実していただきたい。	既存の表示板の修繕が進んでいないと いう現状もある。財源確保の問題もある ので、多面的に考え、検討していく。 (歴史文化課)

3	<p>【社会教育施設修繕等に係るふるさと納税を活用した寄附金募集の実施について】</p> <p>寄附金が目標金額に届かずとも、一部集まったとして、施設の修繕は段階的に行っていくのか、今後の方針を教えてほしい。</p>	<p>寄附による資金と、市の財源によって、できる範囲の修繕を進めていく予定である。</p> <p>(歴史文化課)</p>
4	<p>【その他】</p> <p>長寿社会課所管「盛岡ゆうゆう大学」のような社会福祉と、社会教育の行政内の意思疎通が図られれば、双方の事業がより充実したものになると考える。</p>	<p>社会教育施策を展開している中で、中央公民館「不来方大学院」のように、社会福祉の領域とターゲットが重なる事業もある。講師の人選や受講者の評価など、情報共有を図ってまいりたい。</p> <p>(生涯学習課)</p>
5	<p>【使用料に係る検証結果と今後の対応について】</p> <p>今回、見直しを行った使用料は4年間継続するものか。4年間の中でも、使用料を見直す可能性があるのか。</p>	<p>基本方針の内容では、4年後に検証を行って判断するというもの。</p> <p>(生涯学習課)</p>
6	<p>【使用料に係る検証結果と今後の対応について】</p> <p>文化施設を学校行事等の教育活動の一環として使用する場合における使用料の減免廃止について、再検討の余地があっても良いのではないか。</p>	<p>該当する施設は、交流推進部が所管する施設の話ではあるが、意見として共有する。</p> <p>(生涯学習課)</p>
7	<p>【使用料に係る検証結果と今後の対応について】</p> <p>使用料の見直しで増額になる部分は、その施設の整備費等の財源として還元されるべきだと考える。</p>	<p>基本的に、値上げした部分は、施設の修繕、維持管理等に充当する。</p> <p>(生涯学習課)</p>
8	<p>【使用料に係る検証結果と今後の対応について】</p> <p>文化施設を学校行事等の教育活動の一環として使用する場合における使用料の減免廃止は、社会教育と学校教育の分断につながりかねない。社会教育と学校教育の双方から児童生徒に、より良い学びを提供していただきたいと願う。</p>	<p>該当する施設は、交流推進部が所管する施設の話ではあるが、意見として共有する。</p> <p>(生涯学習課)</p>

議案第 29 号

臨時専決処理につき承認を求めることについて

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により次のとおり臨時専決処理したから、同条第2項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年12月24日提出

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

臨時専決処理書

教育予算その他議会の議決を経るべき議案について市長に意見を申し出ることについて、教育委員会の会議を招集する暇がないと認めたので、教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により、次のとおり臨時専決処理する。

令和7年12月15日

盛岡市教育委員会教育長 多 田 英 史

市議会の議決を経るべき議案に係る市長への意見の申出について

令和7年12月盛岡市議会定例会に市長が提案する次の議案について、同意するものとする。

- 1 令和7年度盛岡市一般会計補正予算（第5号）（教育費分）
- 2 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

臨時専決処理の理由

令和7年12月盛岡市議会定例会に教育委員会に関する議案を市長が提案するに当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会としての意見を市長に申し出ようとするものである。

1 令和7年度盛岡市一般会計補正予算(第5号)(教育費分)

《歳入》

【千円】

現計予算額	補 正 額	合 計
2,861,259	28,454	2,889,713

内 容

①物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 学務教職員課 28,454

《歳出》

【千円】

現計予算額	補 正 額	合 計
10,407,741	28,454	10,436,195

内 容

①盛岡市学校給食食材費臨時補助金(追加)(小) 学務教職員課 20,892
(令和7年度11～3月分)

②盛岡市学校給食食材費臨時補助金(追加)(中) 学務教職員課 7,562
(令和7年度11～3月分)

2 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和7年12月16日提出

盛岡市長 内 館 茂

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 教員（園長及び副園長並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）に支給する教職調整額の額は、その者の給料月額の100分の4に相当する額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて同日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定による教職調整額の支給については、改正後の同条例第3条第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号）の改正に伴う規定の整備をしようとするものである。

盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 略 <u>令和7年 月 日条例第 号</u> 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例	○盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 平成21年3月27日条例第5号 改正 略 盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例
第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 教員（園長及び副園長並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条第1項に規定する指導改善研修被認定者を除く。）に支給する教職調整額の額は、その者の給料月額の100分の4に相当する額とする。 5 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。	第1条及び第2条 略 (職務の級等) 第3条 教員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表の左欄に掲げる職務の級の区分に応じ、同表の当該右欄に定めるとおりとする。 2 別表の右欄に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務については、規則で定める。 3 義務教育等教員特別手当の月額は、市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定により算定された額に2分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 4 給与及び旅費の支給日及び支給手続については、市の一般職の職員の例による。
附 則 略 <u>附 則（令和7年条例第 号）</u>	附 則 略

改正後	改正前
1 この条例は、令和8年1月1日から施行する。	
2 この条例の施行の日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25 条第1項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第4 項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者 に対する盛岡市立幼稚園の教員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関す る条例の規定による教職調整額の支給については、改正後の同条例第3条 第4項の規定にかかわらず、なお従前の例による。	別表 略